

保医発 1129 第 2 号
令和 6 年 11 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 6 年 12 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）の一部改正について
- 別添 3 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について
- 別添 4 「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 94 点
- ロ 小白歯・前歯 58 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8点
 - b 複雑なもの 21点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3点
 - b 複雑なもの 8点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6点
 - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 1,664点
- (2) 4分の3冠 2,080点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大臼歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 362点
 - b 複雑なもの 669点
 - ロ 5分の4冠 842点
 - ハ 全部金属冠 1,060点
- (2) 小臼歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 246点
 - b 複雑なもの 490点
 - ロ 4分の3冠 605点
 - ハ 5分の4冠 605点
 - ニ 全部金属冠 759点

3 銀合金

- (1) 大臼歯
 - イ インレー

a	単純なもの	25 点
b	複雑なもの	44 点
ロ	5分の4冠	57 点
ハ	全部金属冠	69 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	16 点
b	複雑なもの	32 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	40 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	40 点
ニ	全部金属冠	51 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	605 点
(2)	小白歯	605 点
(3)	大白歯	842 点
2	銀合金	
(1)	前歯	40 点
(2)	小白歯	40 点
(3)	大白歯	57 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	362 点
ロ	小白歯・前歯	246 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	25 点
ロ	小白歯・前歯	16 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	945 点
2	銀合金を用いた場合	112 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1歯につき 1点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,220点

ロ 小臼歯 919点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 55点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 733点

ロ 小臼歯 919点

ハ 大臼歯 1,220点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 70点

ロ 小臼歯 70点

ハ 大臼歯 70点

M017-2 高強度硬質レジンプリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1 歯から4 歯まで	2 点
(2)	5 歯から8 歯まで	3 点
(3)	9 歯から11 歯まで	5 点
(4)	12 歯から14 歯まで	7 点
2	総義歯（1顎につき）	10 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37 点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	1,890 点
	ロ 犬歯・小白歯	1,537 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	1,537 点
	ロ 犬歯・小白歯	1,181 点
	ハ 前歯（切歯）	909 点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	975 点
	ロ 犬歯・小白歯	763 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	669 点
	ロ 犬歯・小白歯	582 点
	ハ 前歯（切歯）	540 点
3	鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6 点
2	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	893 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	690 点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	270 点
(2)	犬歯・小白歯	291 点
(3)	大白歯	335 点
2	鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30 点
(2)	犬歯・小白歯	30 点
(3)	大白歯	30 点
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777 点
2	キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大白歯 669 点

ロ 小白歯・前歯 490 点

(2) 銀合金

イ 大白歯 44 点

ロ 小白歯・前歯 32 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,563 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコン系 166 点

2 アクリル系 99 点

(別添3参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和6年3月5日保医発 0305 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料(1歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>94点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>58点</u> 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復(1個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,664点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,080点</u> 2 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>362点</u> b 複雑なもの <u>669点</u> ロ 5分の4冠 <u>842点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料(1歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>95点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>59点</u> 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復(1個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,650点</u> (2) 4分の3冠 <u>2,062点</u> 2 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>366点</u> b 複雑なもの <u>677点</u> ロ 5分の4冠 <u>852点</u>

ハ 全部金属冠	<u>1,060 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>1,072 点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>246 点</u>	a 単純なもの	<u>249 点</u>
b 複雑なもの	<u>490 点</u>	b 複雑なもの	<u>495 点</u>
ロ 4分の3冠	<u>605 点</u>	ロ 4分の3冠	<u>612 点</u>
ハ 5分の4冠	<u>605 点</u>	ハ 5分の4冠	<u>612 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>759 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>767 点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ (略)		イ (略)	
ロ (略)		ロ (略)	
ハ 全部金属冠	<u>69 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>70 点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a (略)		a (略)	
b 複雑なもの	<u>32 点</u>	b 複雑なもの	<u>33 点</u>
ロ (略)		ロ (略)	
ハ (略)		ハ (略)	
ニ (略)		ニ (略)	
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1 歯につき)		M010-3 接着冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 前歯	<u>605 点</u>	(1) 前歯	<u>612 点</u>
(2) 小臼歯	<u>605 点</u>	(2) 小臼歯	<u>612 点</u>
(3) 大臼歯	<u>842 点</u>	(3) 大臼歯	<u>852 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大白歯	<u>362 点</u>	イ 大白歯	<u>366 点</u>
ロ 小白歯・前歯	<u>246 点</u>	ロ 小白歯・前歯	<u>249 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）		M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>945 点</u>	1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>956 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>112 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>113 点</u>
M011-2～M016-3 (略)		M011-2～M016-3 (略)	
M017 ポンティック（1 歯につき）		M017 ポンティック（1 歯につき）	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大白歯	<u>1,220 点</u>	イ 大白歯	<u>1,234 点</u>
ロ 小白歯	<u>919 点</u>	ロ 小白歯	<u>929 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大白歯・小白歯	<u>55 点</u>	大白歯・小白歯	<u>56 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	<u>733 点</u>	イ 前歯	<u>741 点</u>
ロ 小白歯	<u>919 点</u>	ロ 小白歯	<u>929 点</u>
ハ 大白歯	<u>1,220 点</u>	ハ 大白歯	<u>1,234 点</u>
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>70 点</u>	イ 前歯	<u>71 点</u>
ロ 小白歯	<u>70 点</u>	ロ 小白歯	<u>71 点</u>
ハ 大白歯	<u>70 点</u>	ハ 大白歯	<u>71 点</u>
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鋳造鉤（1 個につき）		M020 鋳造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	

イ 大・小白歯	<u>1,890 点</u>	イ 大・小白歯	<u>1,871 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>1,537 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>1,522 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>1,537 点</u>	イ 大白歯	<u>1,522 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>1,181 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>1,169 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>909 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>900 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>975 点</u>	イ 大・小白歯	<u>987 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>763 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>772 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>669 点</u>	イ 大白歯	<u>677 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>582 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>589 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>540 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>546 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)		M021 線鉤 (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>893 点</u>	(1) 双子鉤	<u>884 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>690 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>683 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>270 点</u>	(1) 前歯	<u>273 点</u>
(2) 犬歯・小白歯	<u>291 点</u>	(2) 犬歯・小白歯	<u>294 点</u>
(3) 大白歯	<u>335 点</u>	(3) 大白歯	<u>339 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	

<p>(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))</p> <p>キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)</p> <p>イ 大臼歯 <u>669 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>490 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>32 点</u></p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー (1 個につき)</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,563 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))</p> <p>キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)</p> <p>イ 大臼歯 <u>677 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>495 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>33 点</u></p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー (1 個につき)</p> <p>1 鋳造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,582 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
--	--